

議事日程第4号

令和7年6月13日（金）

第1 市政一般に対する質問

船 木 正 博

進 藤 優 子

佐 藤 誠

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
10 番 進 藤 優 子	11 番 笹 川 圭 光	12 番 太 田 穰
13 番 三 浦 利 通	14 番 小 野 肇	15 番 田 井 博 之
16 番 小 松 穂 積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	原 田 徹
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	三 浦 洋 平
主 席 主 査	中 川 祐 司

地方自治法第121条による出席者

市 長 菅 原 広 二	副 市 長 佐 藤 博
教 育 長 鈴 木 雅 彦	総 務 企 画 部 長 杉 本 一 也

市民福祉部長	畠山隆之	観光文化スポーツ部長	三浦大成
産業建設部長	鈴木健	企業局長	湊智志
企画政策課長	高桑淳	総務課長	平塚敦子
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
生活環境課長	岩谷一徳	観光課長	村井千鶴子
文化スポーツ課長	竹内弘和	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	天野秀一
会計管理者	佐藤静代	教育総務課長	湊留美子
こども未来課長	清水琢	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	佐藤一明	農委事務局長	濱野勇幸
企業局管理課長	目黒一人	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

日程第 1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

7 番船木正博議員の発言を許します。7 番船木議員

【7 番 船木正博議員 登壇】

○7 番（船木正博議員） 皆さん、おはようございます。一般質問、今日で三日目、最終日となります。そのトップバッターを務めます市民クラブの船木正博です。

傍聴席の皆さんには、市政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。

私、今回も市民の代弁者として誠心誠意質問させていただきますので、御静聴のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき、順次質問してまいります。

第 1 問目は、学校統合に伴う閉校校舎及び備品の処理・利活用についてであります。

まず、閉校となった学校に残された備品類の現状と処理方法について伺います。

統合により役割を終えた校舎内には、ピアノや楽器、机、椅子、本、教材、IT 機材等、貴重な公共財産が多数残されていると思われます。これらが現在どのように管理され、あるいは処分・活用されているのか、現状と方針についてお聞きいたします。

例えば、ピアノについては、未使用のまま放置されているケースがあるのではないかと危惧しております。ピアノは放置されれば、弦や外装がさびるほか、湿気で音程が狂い、楽器としての価値が失われてしまうため、定期的な調律や保守が不可欠であります。また、トランペット、サックス、フルート等の管楽器も同様で、適切な管理を怠ると劣化は避けられません。これらの楽器類は、地域の吹奏楽団や市民音楽サー

クル、小・中学校の音楽教育などに有効活用する道もあると考えます。例えばピアノが設置されていないコミュニティセンター等へ移設することで、市民の音楽・文化活動の充実に寄与することができるのではないのでしょうか。

また、I T機材や教材類についても、他の学校や地域学習活動などで再利用可能なものがあるはずです。廃棄を前提とするのではなく、利活用の観点からの整理・再配置を求めます。

さらには、既に処分した物品がある場合には、その基準や処分方法、記録等の有無についても御説明願います。

次に、閉校後の学校敷地や校舎等の処理・利活用の方針についてお伺いいたします。

少子化が進む中で学校統合は避けられない現実かもしれませんが、その後の校舎や敷地の利活用は、地域にとって大きな課題であります。コミュニティー活動、地域の防災拠点、高齢者福祉施設、子育て支援の場など、多様なニーズに応える可能性を秘めております。現時点で、閉校となった校舎や敷地について、どのような方針の下で管理・活用がなされているのか。併せて、今後の計画がある場合には、それについても具体的にお示しください。

また、地元住民との情報共有や意見聴取の場を設けるなど、地域の声を反映する仕組みがあるのかについても伺いたいと思います。

以上、市民の貴重な財産を有効に生かし、地域の活力へとつなげるためにも、閉校に伴う資産の処理と利活用の在り方については、行政の説明責任が求められます。市の明確な方針と取組方をお示しください。

ということで、質問を以下にまとめます。

一つ、ピアノをはじめとした楽器やI T機材を含めた教材類など、未活用物品の実態と今後の管理・活用方針について。また、利活用を念頭に置いた整理・再配置に関する市の考え方について。さらには、廃棄処分した物品の基準や処分方法、記録等の有無についてもお知らせください。

二つ、閉校となった校舎や敷地は、どのような方針の下で管理・活用がなされているのか。また、今後の計画はどうなっているのか。

三つ、地元住民との情報共有や意見聴取の場を設けるなど、地域の声を反映する仕

組みの有無について。

以上、お願いいたします。

次に、第2問目は、男鹿市の将来像と風力発電を生かした地域産業の在り方についての質問であります。

初めに、男鹿市の現状について触れさせていただきます。

かつて本市・船川地区は、旧日本鉱業を中心とした企業城下町として栄え、地域経済の中核を担ってまいりました。しかしながら、日鉱は名称も変わり、事業規模の縮小以降は、地域に根を下ろす大企業の姿は少なくなり、若者が地元就職し、生活の基盤を築く場としての選択肢が大きく狭まったのが実情です。若者や女性が地元に着して将来に希望を持って働き、安心して暮らせる環境づくり、そうした政策が今こそ求められているのではないのでしょうか。

また、地域における「遊び場」や娯楽の不足も、定住や移住促進の妨げとなっています。外部の人材の力を借りるとともに、地元の人材をいかにして育て、生かしていくかが今後の地域づくりの鍵であると考えます。

過去も現在も、男鹿市では観光に力を入れております。観光は総合的な産業と言えますが、観光だけでは持続可能な地域経済の確立には不十分であります。一次産業、二次産業、三次産業のバランスある推進と「6次産業化」が求められておりますが、とりわけ本市では、これから二次産業に力を入れていくことが喫緊の課題であると認識しております。

そうした中で、今後の地域産業の柱の一つとして期待されているのが、洋上風力発電であります。現在、秋田県沿岸を中心に洋上風力発電の事業が進行しておりますが、本市における風力発電の現状と今後の展望について、改めて市の見解を伺いたいと思います。

また、風力発電関連の企業誘致、そして部品供給や保守点検、港湾利用等に関わる周辺産業の育成、地元企業の参入促進について、市としてどのような関わりを持ちながら取組を進めていくつもりなのか、併せてお聞かせください。

風が吹いている今こそ、男鹿の未来に風を送り込む絶好の機会であります。このチャンスをいかに生かし、市民生活と地域経済を共に好転させていけるか、その真価が問われているのではないのでしょうか。

そこで質問です。

一つ、現在、秋田県沿岸を中心に洋上風力発電の事業が進行しているが、本市における風力発電の現状と今後の展望について、改めて市の見解を問う。

二つ、風力発電関連の企業誘致、また、部品供給や保守点検、港湾利用等に関わる周辺産業の育成、さらには、地元企業の参入促進について、市としてどのように関わっていくのか、その取組方を問います。

以上、答弁を求めます。

次に、質問の第3問目は、人口減少社会に対応する行政の在り方についてであります。

今、我が国全体が急速な人口減少の渦中にありますが、男鹿市においては予想を上回る速度で進行しております。こうした現実を前に、我々は単に「人口を増やす」「減少を止める」といった短期的な目標にとどまらず、これからの人口減少社会をどのように生き抜くか、新たな視点で社会の仕組みやそのものを見直し、再構築していく必要があるのではないのでしょうか。人口が減る中にあっても、市民一人一人が豊かに安心して暮らせる社会をどう実現していくか、それこそがこれからの自治体行政の最も重要な使命の一つと考えます。

現状における男鹿市の人口減少の実態を、行政としてどのように分析しておられるのか。また、将来推計を踏まえた上で、どのような市の姿を目指していくべきと考えておられるのか、市長の御所見を伺います。

次に、人口減少により様々な行政課題が今後顕在化してくることが予想されます。例えば、地域の担い手不足、公共施設や交通インフラの維持、空き家の増加、医療・福祉サービスの持続可能性など、まさに多方面にわたる問題が想定されます。こうした課題に対して、行政として市民サービスの水準を維持しつつ、生活の質を損なうことなく対応していくためには、今後、どのような施策・方策を講じていくつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

また、人口減少が進む中においても、市民一人一人が豊かに暮らしていける環境づくりや、地域の将来を見据えた持続可能な行政運営が求められています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題、地域を支える担い手の確保などを鑑み、「世代を超えて暮らし続けられる男鹿市」であるための中長期的な展望と戦略

について、市長のお考えをお伺いいたします。

さらに、今後、財政規模の縮小や民間経済の停滞が懸念される中にあっても、市民が公平に行政サービスの恩恵を受けられるよう、持続可能な地域社会をつくるためには、行政の構造や仕組みそのものの見直しが必要になると考えます。「選択と集中」や「コンパクトシティー」「デジタル化・行政の効率化」といった方針を含めて、将来的な行政運営の在り方について、市としてどのようなビジョンを描いているのか、御説明をお願いしたいと思います。

今、私たちは、かつて経験したことのない縮小社会の中に立っています。しかし、これは決して後ろ向きな局面ではなく、新たな時代にふさわしい地域社会の在り方を創造していく好機でもあります。この男鹿の地で、減少する人口の中にあっても、誰もが希望を持ち、暮らし続けることのできる、持続可能で豊かさを実感できる社会の実現を目指し、行政としてどのように歩みを進めていくのか、今こそ、その姿勢と覚悟が問われているのではないのでしょうか。

そこで質問です。

一つ、現状における男鹿市の人口減少の実態を、行政としてどのように分析しているのか。また、将来推計を踏まえた上で、どのような市の姿を目指していくべきと考えているのか、市長の所見を問います。

二つ、人口減少に伴い、様々な行政課題が顕在化してくることが予想される。こうした課題に対し、行政として市民サービスの水準を維持しつつ、生活の質を損なうことなく対応していくためには、今後、どのような施策・方策を講じていくのか。

三つ、人口減少が進行する中、2025年問題や地域を支える担い手確保の課題などに鑑み、「世代を超えて暮らし続けられる男鹿市」であるための中長期的な展望と戦略について、市長の考えを問います。

四つ、持続可能な地域社会をつくるために、行政の構造や仕組みそのものの見直しが必要と考えるが、「選択と集中」「コンパクトシティー」「デジタル化・行政の効率化」といった方針を含めて、市として将来的な行政運営の在り方について、どのようなビジョンを描いているのか。

以上、大きく分けて3項目の質問でした。

市長の意欲ある前向きな御答弁を期待しております。

御静聴ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

答弁に入ります前に、船木議員からは昨年6月議会でも、風力発電と人口減少問題に関し同様の趣旨・内容で御質問をいただいておりますので、私からの答弁も同じような内容になってしまうかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

船木議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第2点は、男鹿市の将来像と風力発電を生かした地域産業の在り方についてであります。

まず、本市における風力発電の現状と今後の展望についてであります。

洋上風力発電は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として、国が主導的に進めているプロジェクトであり、秋田県沖では、現在までに四つの海域が再エネ海域利用法上の促進区域として指定されております。

本市周辺の二つの海域では、それぞれ選定された発電事業者により、環境アセスメント手続や漁業影響調査等が進められております。

そのうち「能代市、三種町及び男鹿市沖」については、さきの定例会でも申し上げましたとおり、発電事業者である三菱商事を中心とした事業体において、当初想定を上回る事業環境の変化に伴い、本案件を含む国内の洋上風力発電事業の事業性の再評価を進めております。今後の方向性が早期に示された上で確実に実施されるよう、発電事業者や国の動きを注視しているところであります。

他方、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」では、工事請負者とのマッチングが進められ、今年4月から陸上でのケーブル埋設や埠頭整備が開始されるなど、令和10年6月の運転開始に向け計画どおり事業が進められていると伺っております。

洋上風力発電事業は、国内の脱炭素化への貢献はもとより、本市においても関連事業への地元企業の参入や港湾利用の拡大、関係者往来に伴う宿泊業や飲食業といった間接的な需要増など、地域産業の振興に大きく寄与するものと認識しております。

今後、その効果をいかにして市内へ波及させ、雇用創出や消費拡大に結びつけてい

くかが重要な課題であると捉えております。

御承知のとおり、市内では、既に洋上風力発電関連の訓練センター「風と海の学校 あきた」の開設や日本海側最大の船揚場を有する大型船舶等の修理拠点整備のほか、運営・保守の拠点化に向けた動きが具体的に進んでおり、市としましては、引き続き地域や漁業との共存共栄を第一に、洋上風力がもたらす経済効果を中長期的に、最大限享受できるよう取り組んでまいります。

次に、風力発電関連の企業誘致、地元企業の参入促進等への取組についてであります。

国内の洋上風力発電事業が特に進展している日本海側北部において、船川港は、秋田、能代の両基地港湾の中間に位置し、冬季でも広大な静穏海域を有する優位性から、将来の浮体式までを見据えた事業展開をはじめ、関連産業の人材育成拠点や運営・保守拠点など、多面的な役割が期待されております。

こうした将来性を見据え、市では、重点施策として船川港の活性化と企業誘致対策を掲げ、改訂された港湾計画に基づき、船川港の機能強化を着実に進めるとともに、風力発電や港湾関連の企業誘致に力を入れており、新たな企業の進出時には、商工業振興促進条例による支援等のほか、人材確保に向けた伴走支援に努めるなど、円滑な事業の立ち上がりと早期の経営安定に支援してまいります。

また、地元企業の事業への参入については、洋上風力発電施設の建設工事やメンテナンス事業等は、県外企業が元請けとなる可能性が大きいものの、市内企業が二次、三次協力企業として参入できるよう、資格取得等を支援するほか、県等が実施している土木・建設工事、部材供給等のマッチングフォーラムには市も参加し、事業者の参入を後押ししているところであります。

今後は、将来的なマッチングを見据え、秋田市や潟上市、商工会、風車メーカー等と連携して、発電事業に関する理解を深めるためのセミナーを開催するなど、参入機会の創出に向けた取組を積極的に進めてまいります。

さらに、関連産業の持続的な発展に向けて、訓練センター「風と海の学校 あきた」等と連携し、小・中学生が港湾や再生可能エネルギーに理解を深めることができるよう、次世代を担う人材育成事業を展開しているところであります。

船川港への整備が計画されている洋上風力発電の運営・保守拠点や関係企業の進出

など、具体の動きがさらに活発になると見込まれる今後数年は、市内への投資を呼び込むまたとない好機と受け止めておりますので、私が先頭に立って関連企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出により定住促進を図るなど、本市の発展に資するよう最大限努力してまいります。

御質問の第3点は、人口減少社会に対応する行政の在り方についてであります。

まず、人口減少の分析と市が目指す姿、行政課題への対応であります。

私は、市長就任以来、人口減少問題を市政の最重要課題と位置づけ、様々な施策を総動員し、社会減・自然減の抑制に取り組んでまいりました。

そうした中、国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来推計では、本市の人口は2050年には1万人を割り込み、生産年齢人口に至っては2020年当時の4分の1にまで減少するというショッキングな数字が示されております。

また、10年前の「男鹿市人口ビジョン」策定当時の見通しと比較すると、2030年時点で約2,200人、2040年時点では2,500人程度下振れして推移すると見込まれており、減少のスピードが加速している大変厳しい内容であると危機感を持って受け止めております。

その要因としまして、本市の人口減少の約7割を占める自然減については、高齢化率が以前から県内でも極めて高い状況にあることに加え、結婚や出産に関して、本市では若者、とりわけ若年女性が少ないことと、未婚率が高いことが大きく影響していると考えております。

一方、社会減については、移住促進の面で一定の成果が出ているものの、若者や女性の地元定着をはじめ、大学卒業者の就職先や首都圏等からのUターンの受皿となるべき「魅力ある職場」が、質・量共に絶対的に少ないことが最大の要因であると認識しております。

このため、「魅力ある雇用の場の確保」を一丁目一番地とし、人口減少のスピードをできるだけ緩やかなものとするよう、不断の取組を行ってまいります。

一方、人口減少が当面避けられないという現実を踏まえて、地域づくり・まちづくりの在り方も身の丈に合ったものに変えていかなければなりません。そうした中にもあっても、男鹿に暮らす全ての人々が生きがいと誇りを持ち、地域で心豊かに安心して暮らしていけるよう、生活の質を高める取組が重要と考えております。

要すれば、「人口減少緩和策」と、人口が減っても幸せに住み続けられる「人口減少適応策」を、バランスよく推進していくことであります。

このたびの補正予算においても、こうした考えの下、高齢者等の移動手段の充実を図るため、公共ライドシェアや乗合タクシー等の実現に向けた調査・実証を行うほか、北部地区の拠点となる北浦コミュニティセンターの移転整備、図書館を核とした世代間交流を促進する複合交流施設の整備に向けた検討にも着手することとしており、いわゆる「ウェルビーイング」を重視した取組を進め、市民一人一人の幸福度の向上を目指してまいります。

次に、世代を超えて暮らし続けるための中長期的な展望と戦略についてであります。

子どもから高齢者まで、全ての世代が安心して暮らし続けるためには、若者が持てる力を発揮し、地域を活性化させる存在として活躍する環境を整えるとともに、年を重ねても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続け、地域の一員として尊重される環境が欠かせないと考えております。

3月定例会でも申し上げたとおり、今後力を入れていく施策の方向性の一つに「若者が活躍するまちづくり」を挙げており、「魅力ある雇用の場の確保」「子育て環境の充実」「住まいの環境整備」に重点的に取り組んでまいります。

それと併せ、周囲からの過度の干渉や年齢・性別による役割の固定化に伴う閉鎖的な雰囲気、多様な生き方に対する寛容性が低いといった地域社会の閉塞感の解消に努め、若者が定住しやすい環境を整えながら、地域の担い手の確保を図ってまいります。

一方、高齢者に優しいまちづくりとして、男鹿みなと市民病院をはじめとする医療、介護、福祉の充実や、健康づくりの環境整備、利便性の高い公共交通の確保、地域コミュニティの維持・活性化などに力を注ぎ、男鹿で暮らす全ての人々が生きがいと誇りを持ち、笑顔あふれる地域を目指してまいります。

次に、市の将来的な行政運営の在り方についてであります。

我が国全体で少子化・人口減少に歯止めがかからない中で、本市の人口減少は今後とも一定のレベルで進んでいくことが想定され、それに伴い、労働力不足が経済活動に支障を及ぼすほか、地域のコミュニティ機能、医療や介護制度の持続的な運営、税

収の減少による行財政サービスの維持など、多方面に影響が出てくるものと認識しております。

特に財政が厳しさを増す中では、公共施設や道路、下水道等の社会インフラについては、これまでのような形で維持していくことは困難であり、ダウンサイジングが避けられません。もちろん、行政自体も効率化が求められますし、市民の皆様に我慢してもらう場面も出てくると思います。

人口減少がさらに進行した場合、例えば、地域コミュニティセンターや公民館の在り方、地域公共交通の効率的な運行など、各行政サービスを最適化する視点で見直しを行うとともに、デジタルを活用した行政運営の簡素化・効率化を図りながら、真に必要な行政サービスの維持に努めることになると思います。

そうしたことを見据え、市では総合計画に効果的・効率的な市政運営を掲げ、事務事業の見直しによる効率的な財政運営、施設の統廃合と複合化、手続サービスのデジタル化の推進に努めるなど、行財政改革に継続的に取り組んでいるところであります。

一方で、産業振興や雇用の創出、子育て支援の充実、若者の住環境の整備といった市の将来の発展につながる基盤づくりに対しては、十分な投資を行っていく必要があると考えており、今後も優先順位を見極め、財政収支のバランスを取りながら市政を運営してまいります。

また、多様化する地域課題に対応するためには、民間企業や地域の各団体等との協働が欠かせません。このため、業界団体の活性化に取り組むとともに、ボランティア団体やNPO法人の設立と活動のサポートを推進してまいります。

加えて、市内の企業の方々には、「企業市民」として社会全体に貢献する役割を積極的に果たしていただきたいと考えており、こうした意識の醸成にも努めてまいります。

学校統合に伴う閉校校舎及び備品の処理・利活用については、教育長から答弁いたします。

私からは以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） おはようございます。

船木議員の御質問にお答えします。

御質問は、学校統合に伴う閉校校舎及び備品の処理・利活用についてであります。

まず、閉校後に残された学校備品の取扱いについてであります。

閉校後の学校備品については、統合先の学校での活用を最優先として再配置した後、他の小・中学校、保育施設、公民館等の順に、要望を踏まえて移管することを基本としております。

また、楽器についても統合先の学校での活用を最優先とし、例えば、ピアノについては議員御指摘のように定期的な調律が必要となることから、学校や公民館で希望がない場合は売却しております。

児童・生徒や教職員が使うタブレット端末などのＩＴ機材についても、統合先の学校での活用を優先し、余裕がある場合は他の小・中学校において故障した機材の代替や予備機として活用しております。

また、備品の管理については全て備品台帳に登録しており、老朽化等により使用できなくなった物や、修繕が困難となった物については廃棄処分とし、備品台帳から削除しております。

次に、閉校後の校舎や敷地の管理・活用についてであります。

閉校となった校舎の管理については、施設の適切な維持や防犯上の観点から、教育委員会職員が定期的に巡回して施設の状況を確認するとともに、敷地内の草刈りや枝払いを行うなど環境整備に努めております。

また、閉校後の校舎で耐震基準を満たしていない建物は「男鹿市学校施設長寿命化計画」に基づき解体することとしており、今年度は旧五里合中学校の解体を、来年度は移転前の旧払戸小学校の解体を予定しております。

利活用が可能な校舎やグラウンドについては、全庁で取組を進めている「廃校舎活用プロジェクト」の下、産業振興の観点から民間事業者による利活用と、地域コミュニティーの活性化を図るために、公共施設としての利活用を基本として進めております。

このような考えの下、旧船川第二小学校は船川北公民館として地域の方々がサークル活動等に利用しており、旧野石小学校はパック御飯工場として生まれ変わりました。

た。また、この3月に閉校となった旧北陽小学校は、北浦コミュニティセンターとして活用する予定であります。

次に、地元住民との情報共有や意見聴取についてであります。

これまで学校統合に際しては、保護者や地域の代表者等が集まる統合説明会を開催し、統合後の学校施設利活用の方針や備品の扱いについて説明するとともに、そこで出された意見や要望を可能な限り施策に反映するよう努めてまいりました。

また、各地区の市政懇談会においても、学校統合に関する情報や学校施設の利活用の方針を伝えております。

令和2年度に策定した「男鹿市立小・中学校再編整備計画」では、今後も小・中学校の統合が予定されていますが、引き続き保護者や地域の方々への丁寧な説明や情報提供を行ってまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 教育長に1点だけ。ピアノのことですけども、市内のコミュニティセンターに設置するという、そういうふうな考えというか方針はないのか。あとは、いろいろ市内でも音楽団体おりますけども、公民館とかコミュニティセンターにピアノがあればいいなという、そういう話も結構聞きますので、コミュニティセンターあたりにも設置できるような、そういうふうなことは考えられないんでしょうか。その1点ちょっと。それから、市民からそういう要望はないですかという、そのことについて。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） ピアノの利活用ということについてお答えいたします。

先ほど答弁しましたように、楽器等につきましても統合先の小・中学校並びに公民館への利活用ということで進めておりますが、ピアノにつきましては、これまで公民館ですとか音楽団体のほうから、ぜひ活用したいというような要望はございませんでした。といいますのも、小・中学校で使っておりますピアノはグランドピアノということで、場所的に設置できるような広さがないということで、今までそういったことからピアノにつきましては、ぜひ公民館、あるいはコミセン等への設置を希望すると

いう要望がございませんでしたので、もし要望ございましたら、また教育委員会でも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） 大体の要旨は分かりました。船越公民館にグランドピアノあるんですよね。そうすると、市内のコミュニティセンターのピアノの設置状況、どこにピアノあるのかなのか、その辺のところ知っていらっしゃいましたらお願いいたします。

それと、管弦楽団のある方から、やっぱりそういうふうな要望もありましたので、一応それ付け加えておきます。

では、市内のコミュニティセンターのピアノの設置状況、どこに何があるのか把握していらっしゃいましたらお願いいたします。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） ピアノの設置状況でございますが、船川港公民館には1台設置しております。今、議員御指摘、御意見ございましたように、船越公民館、コミセンにもございますが、ほかのコミュニティセンターについては、どういったピアノが配置されているかどうか、ちょっと私のほうで詳細確認しておりませんでしたので、この後、確認しまして、またお答えしたいと思います。

○議長（小松穂積） 7番船木正博議員の質問を終結いたします。

次に10番進藤優子議員の発言を許します。10番進藤議員

【10番 進藤優子議員 登壇】

○10番（進藤優子議員） 傍聴席の皆様、お疲れさまでございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、救命率の向上につながるAEDの設置についてお伺いいたします。

AEDは突然倒れた人に対して、一般市民が行う応急処置として最も有効であると考えられています。けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態、心室細動になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムを戻すための医療機器です。

2004年7月より、医療従事者でない一般の方でも使用できるようになりまし

た。公共施設や商業施設など様々な場所にAEDが設置され、一般の市民によるAED使用が認可されて20年間で、少なくとも8,000人が救命されています。

しかし、全国的にAEDを使用する際に、女性の傷病者に対して男性が救助に当たる場合、AEDの使用をためらうケースがあると聞きます。

京都大学等の研究グループは、全国の学校構内で心停止になった子どもについて、救急隊が到着する前にAEDパッドが装着されたかについて調査したところ、小学生と中学生では男女に有意な差はありませんでしたが、高校生では、男子生徒に比べ、女子生徒のAEDパッド装着率が30パーセント近く低かったことが明らかになりました。これは、女性の衣服を脱がせることへの抵抗感から、AEDの使用率に男女差が生じているのではないかと考えられています。

また、熊本大学等の研究グループによる2023年の論文では、年齢や性別によって救命処置の受けやすさに違いがあることが示されています。調査対象になったのは心停止した35万人以上で、平均年齢は78歳、約4割が女性でした。AEDを使ってもらえた割合は、男性が3.2パーセント、女性が1.5パーセントで、男性のほうが明らかに高く、特に若い女性は同年代の男性と比べてAEDや心肺蘇生を受けにくいことが分かりました。

実際にスポーツ大会で倒れた女性へのAED使用を、駆けつけた男性がためらったことから、脳に重い障害が残った事例もあります。

2025年1月24日付の総務省・消防庁の令和6年版救急・救助の現況の公表によると、2023年中に一般市民が目撃した心臓の原因で呼吸や心臓の動きが止まった人、心原性心肺機能停止傷病者の数は2万8,354人で、AEDを含む心肺蘇生を実施した場合と実施しなかった場合を比べると、実施した場合、1か月後生存者数が約2.0倍、1か月後社会復帰者数が2.9倍でした。

電気ショックが1分遅れるごとに救命率は約10パーセントずつ低下します。AEDを使用する際に、2枚のAEDパッドは、胸に直接貼って使用するものであり、衣服を脱がすか、上部まで服をずらす必要があります。プライバシーに配慮しつつ迅速な救命活動につなげるため、AEDボックスや収納ケースの中に三角巾を配備し、電極パッドを貼った後に衣類や三角巾をかけて素肌を隠すという、女性に配慮した心肺蘇生法が普及してきています。

本市においても、体を覆い、応急手当てにも使用できる色つきの三角巾を、説明書も含めてAEDの附属品として備えつけるべきではないでしょうか。

現在、本市のAEDは、その多くが公共施設内に設置されています。施設が開いていない時間帯は使用できないことになります。いざ救命処置の現場に立ち会った際、AEDの確保は大変重要です。施設が開いていない時間帯も含め24時間の使用が可能となるよう、屋外への設置を推進し、万一に備えた救急救命体制の向上に取り組んでいくべきと考えますが、見解を伺います。

救命率の向上につながるAEDの設置についての質問事項は、1点目、AEDへの三角巾の配備について、2点目、AEDの屋外への設置について、以上2点についての見解を伺います。

次に、APD（聴覚情報処理障害）・LiD（聞き取り困難症）について。

聞こえているのに、言葉が聞き取れない。聴力検査では異常がないにもかかわらず、会話が理解できずに悩んでいる人たちがいます。

NHKや新聞各紙などで紹介され、世間でも少しずつ知られるようになってきたAPD（Auditory Processing Disorder：聴覚情報処理障害）とは、音や声が聞こえているのに言葉が聞き取れない、聞き間違いが多いなど、音声を言葉として聞き取るのが苦手、困難な症状を指します。

主な特徴としては、聴力検査には異常がない、雑音下では言葉を聞き取りにくい、声だけでは相手の話を理解するのが難しい、たくさんの人が話していると聞き取れないといったことが挙げられます。

こうした症状は、耳から入った音の情報を脳で処理して理解する際に何らかの障害が生じる状態だと考えられています。通常の聴力検査では異常が発見されないため、音が聞こえているので問題なしとなり、聞き取りにくさが周囲には理解されず、悩んだり苦しんだりしている方も、少なくありません。海外ではこの状態を表す言葉としてLiD（Listening difficulties）という言葉が使用されることが多く、このLiDが聞き取り困難症と称されています。

日本では、まだAPD、LiDは、明確な診断基準や治療法が確立されていないのが現状で、耳鼻科専門医であっても、診断ができる医師は多くないとのこと。

2021年度に、国の医療分野の調査研究機関である日本医療研究開発機構（AM

ED)で、当事者ニーズに基づいた聴覚情報処理障害診断と支援の手引きの開発というテーマが採択され、研究が続けられてきました。2024年3月に、LiD/APD診断と支援の手引き(2024第一版)が公表され、リーフレット等も作成されています。これが全国に広がることによってLiD、APDの認知も広がり、診断できる医師も増えることとなります。

研究チームは、2021年から2022年に大阪の小・中学生とその保護者を対象に大規模なアンケート調査を行いました。その結果、0.8パーセントの子どもがLiD、APDと診断される可能性があることが分かりました。また、保護者は症状について大したことではないと軽視する傾向もあり、周囲が気づきにくくなっていることも明らかになりました。

AMED研究のホームページでは、当事者の円滑な社会参加に向けて、LiD、APDの認知度アップ、具体的な症状や配慮してほしいことが一般的に広がる、周囲の人々から理解や協力を得るという点が必要と示されています。まだ、研究途上であることから、症状の捉え方や評価方法も変わっていく可能性はあります。診断できる医療機関もまだ少ない現状ですが、このような症状がある、特性があるということを知るだけでも、周囲の人が相手のことを気にかけたり、合理的配慮や対応ができるようになるものと考えます。

東北大学病院の香取幸夫副院長は、「聞き取りには音に対する注意力、聞こえた音を言葉として保持する記憶力や精神的な安定が必要で、聞き取りにくさを考えた上で、聞き取りやすくするための環境整備をしてほしい。学童期であれば教室の座席の位置を前にしたり、社会人なら電話を受けない仕事にするなど、その人に合った対応が望ましい。また、補聴器やスマホなどの文字音声化アプリといった補助道具も有効な場合がある。まずは家族や学校、職場など周囲が本人の状況を把握し理解することが大切です。大人には読み書きの能力が備わっている場合が多く、文字情報の提示が有効です。学童期では、言語発達の遅れの一因とも言えるので、疑わしいときは耳鼻科を受診してほしい。」と話されています。

子どもの頃など、早い段階で気づくことができれば、その人に合った支援方法を探りながら、軽減するための対応や支援が可能になってくるのではないのでしょうか。

LiD、APDについて、市ではどのような認識を持たれているのか伺います。

ここ数年で、日本でも認知度が上がり始めている L i D、A P D ですが、まだまだ知らない方も多いと思われます。子どもなら学習や学校生活、大人になると仕事などに大きな影響の出る症状のため、周囲の理解が何よりも重要です。認知度アップのための周知が必要ではないかと考えます。

また、子どものときから同症状に悩む例もあることから、5 歳児健診や小学校、中学校などの教育現場で情報を提供、共有も必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

A P D（聴覚情報処理障害）、L i D（聞き取り困難症）についての質問事項は、1 点目、A P D、L i D の認識について、2 点目、A P D、L i D の認知度アップのための周知について、3 点目、5 歳児健診や小学校、中学校での情報提供について、以上 3 点についての見解を伺います。

次に、骨髄移植におけるドナー支援制度について。

国内では、毎年新たに約 1 万人の方が白血病などの血液疾患を発症しており、そのうち、薬での治療がかなわない約 2, 0 0 0 人の方が骨髄移植を希望されていますが、希望する方の約 2 人に 1 人しか移植を受けられていない現実があります。

移植のための造血幹細胞は誰のものでもよいわけではなく、患者とドナーの H L A（白血球の型）が適合していないとうまくいきません。H L A は両親から受け継ぐため、一致する確率は兄弟姉妹で 4 分の 1、血のつながりのない人では数百から数万分の 1。そのため一人でも多くのドナー登録が必要となります。

2 0 2 5 年 3 月末現在のドナー登録者数は 5 6 万 2, 4 5 2 人、提供者累計数は 2 万 9, 7 0 5 人となっています。

1 8 歳からできるドナー登録者は、5 5 歳になると引退しなければなりません。半数超が 4 0 代から 5 0 代のため、このまま推移すれば多くのドナー登録者が引退して減ってしまうことになります。1 0 年以内に約 2 2 万人が減るとも言われています。

若い世代のドナー登録を増やすため、骨髄バンクが悩んでいるのが認知度の低さだと言います。1 8 歳から 2 9 歳では、およそ半数に当たる 4 7 パーセントが「知らない」と答えています。ドナー登録者を増やすため、認知度向上のためには、まず知ってもらうこと、啓発普及が重要だと考えます。その上で、ドナーさんが提供しやすい環境を整えることも大切なことです。

ドナーをサポートする制度としては、提供に必要な通院や入院のための休暇を、ドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるドナー休暇制度。各自治体によって助成内容は違いますが、多くはドナー休暇制度がない職場や自営の方が提供した場合に助成金を支払う助成金制度。学生の方が授業や出席日数を心配せずに、コーディネートのために大学や専門学校を休むことができる学生向けドナー休暇制度としてドナー公欠制度があります。

骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、骨髄提供の場合は3泊4日、末梢血幹細胞提供の場合は2泊3日から6泊7日の入院、採取施設によって多少の違いはありますが、ドナーさんはどちらの提供方法でも採取後の健康診断に至るまで、平日の日中に5回から8回程度、病院に足を運んでいただく必要があります。

ドナー助成制度は、東北地方では山形県が全市町村で実施しています。秋田県内は大仙市だけですが、ドナー休暇等の取得により生じる経済的負担等を考慮した助成制度を実施する自治体は増えており、2025年5月末現在、全国で1,084の自治体にまで広がっています。

骨髄・末梢血幹細胞の移植候補者に選定されても、休暇が取得できないなどの理由から辞退をする方もおられます。若い世代にとっては、金銭的に余裕がなく、仕事を休むための補償があるかどうかはとても大切で、助成制度や休暇制度はドナー登録の背中を押すきっかけにもなるものと考えます。助成制度の創設により、休暇が取得しやすい環境が整うことで、骨髄移植の促進や、より多くの尊い命が救われることにつながっていくものと考えます。

骨髄移植におけるドナー支援制度についての質問事項は、1点目、骨髄バンクドナーを増やすための啓発普及について、2点目、骨髄移植ドナー助成制度の創設について、以上2点についての見解を伺います。

次に、公園の安全管理について。

公園は地域住民にとって憩いの場であり、子どもたちの遊び場として重要な役割を担っています。安全に利用できる公園環境を維持することは、住民の健康の増進、心の安らぎ、そして子どもたちの成長に貢献します。

少子化が進み、かつては当たり前の光景だった外で元気よく遊ぶ子どもたちの姿を見かけることが少なくなりました。それでも、家の近所の小さな公園で、ブランコや

滑り台などの遊具で遊んでいる子どもたちの姿を目にすると、思わず顔が綻んでしまうのは私だけではないと思います。

遠くまで行かなくても近くで遊べる小さな公園は、安全に遊べる場でなくてはなりません。市営住宅内や市営住宅に隣接した公園には、ブランコや滑り台、砂場や水飲み場、ベンチ等が設置されていますが、経年により施設の傷み具合が見て取れます。老朽化が進んで使用できなくなっている遊具やベンチも散見され、公園を利用される皆様が快適に利用できる状態にはなっていないのが現状です。

そこで、公園の安全管理について2点お伺いいたします。

1点目、公園内の現況と安全管理はどのように行われているのかお聞かせください。

2点目、公園施設の耐用年数、補修及び修繕の考え方についてお伺いして質問いたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、救命率の向上につながるAEDの設置についてであります。

AEDは、病気や事故などで心停止になった人に対し、電極パッドを胸に装着し、音声ガイダンスに従って対処するよう設計されているため、一般市民が行う応急処置の一つとして、最も有効な手段であると認識しており、現在、市内では公共施設53か所に設置しております。

議員御指摘のとおり、電極パッドを女性の素肌に直接貼り付けることや、服を脱がすことへの抵抗感から緊急時でも使用をためらう傾向が見受けられ、最近ではAED収納ケースに三角巾を配備し、素肌を隠せるよう女性に配慮した方法が広がっております。

ちゅうちょせずAEDを使用することは、救命率の向上に大変有効であることから、本市でも早々に配備してまいります。

また、屋外への設置については、設置により効果が発現しやすい場所として、時間帯にかかわらず人が集まる道の駅オガーレや、寒風山などの観光スポットが想定されますが、電源の確保や気象条件による機器の管理、さらには盗難やいたずら防止など

の課題があることから、今しばらく必要性を見極めながら研究してまいります。

御質問の第2点は、A P D（聴覚情報処理障害）・L i D（聞き取り困難症）についてであります。

A P D・L i Dは、音は聞こえているものの、その音が何を意味するのか脳で認識することがうまくできず、音声を言葉として聞き取ることが困難な症状です。

この症状は通常の聴力検査では異常がなく、特定の条件下において聞き取りが困難になる場合が多いことなどから、診断基準が、いまだ定められておらず、治療方法も明確に確立されておられません。そのため、診断できる医療機関が限られていることから、認知度が低い疾病であります。

そうした中で、議員から御紹介があったように、昨年、国の医療研究グループから診断と支援の手引きが示されたところであり、早晩、国が認める形で診断基準や治療方法が確立されるものと期待しております。

子どもの「聞こえ」に関し、本市ではこども家庭センターにおいて、妊娠届の際に、生まれてくる子どもの「聞こえのチェックシート」を母子手帳と一緒に配付するとともに、出生後には検査費用を助成しながら新生児の聴覚に異常がないか病院での検査を勧めております。また、5歳までの各乳幼児健診では、医師による診察、保健師による保護者との面談等を通して、聞こえや発達状態等を確認することで、疾病や障害の早期発見に努め、必要に応じて専門機関へつないだり、保育園・小学校などの就園・就学先とも連携した対応に努めています。

市内小・中学校へは、市教委だよりを通じてA P D・L i Dに関する基本的な知識、学級内での具体的な配慮事項などを周知しており、支援が必要な児童・生徒が認められた際は、児童・生徒・保護者の個別の要望に沿いながら、教材を工夫するなどオーダーメイドの支援を行うこととしております。

御質問の第3点は、骨髄移植におけるドナー支援制度についてであります。

骨髄移植において適合するドナーが見つかる確率は、血のつながっていない他人の場合、数百から数万分の1と極めて低く、移植を希望する全ての患者がチャンスを得るには、一人でも多くの方からドナー登録していただくとともに、白血球の型が適合した際、ドナーが骨髄提供しやすい環境を整備することが重要であると認識しております。

日本骨髄バンクが公表しているドナー登録者数は、全国で約５６万人、このうち本県は２，４４０人、本市にあつては４４人と、全国の自治体に比較して、登録者も登録者の人口比率も、県・市ともに極めて少ない状況にあります。

要因の一つとして、本県においては、骨髄提供の際に特別休暇等を取得できるドナー休暇制度を導入している企業・団体が少ないことが考えられます。また、議員御指摘のとおり、骨髄提供の通院等に係る経済的な支援も重要になってくると考えております。

市ではこれまで、骨髄移植への理解とドナー登録の拡大を図るため、献血会場での登録の呼びかけや、日本赤十字社の「骨髄バンクのしおり」を子育て健康課の窓口に備え置き普及啓発を図ってまいりましたが、ドナー登録拡大に向けて本腰を入れて取り組むには、山形県を参考に、県と市町村がドナー休暇制度の普及と骨髄提供時の経済的支援について、足並みをそろえて推し進めることで成果が高められると考えますので、県からかじ取りをしていただくよう働きかけてまいります。

御質問の第４点は、公園の安全管理についてであります。

まず、公園内の現況と安全管理についてであります。本市では、都市公園３３か所、児童遊園２３か所、市営住宅の入居者が利用する公園４か所、そのほかの公園を合わせて７５か所の公園を設置しております。

公園内の遊具やベンチ等については、国の指針に基づき、毎年、専門業者による安全点検や、職員による日常点検を行い、そのほか、清掃や草刈りなどの日常的な維持管理は、町内会などから協力をいただいております。

昨年の点検により、利用禁止の措置を取っている遊具等は３７基で、このほか利用は可能なものの修繕を必要とする遊具等が２３０基となっておりますが、昨年度撤去したものが６基、修繕したものが３基と、なかなか対応が追いついていないのが現状であります。

遊具の耐用年数については、一定の条件の下で安全上支障なく利用できる期間として、製品ごとに設定される標準使用期間を考慮して行うこととされており、その期間は鉄製で１５年程度、木製で１０年程度が目安とされております。

本市の設置遊具等は、そのほとんどが標準使用期間を超過しておりますが、点検により安全を確認した上で使用可能としております。

公園は、市民の生活に憩いと潤いを与え、また、災害時には避難場所としての役割を担っておりますが、その一方で、人口減少や少子高齢化に伴い利用者が減少傾向にある中、これまでと同様に全ての公園を維持管理していくことは財政上難しい状況にありますので、今後、地域の声をよく聞き、ニーズを把握しながら、公園管理の在り方の見直しを検討してまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。10番進藤議員

○10番（進藤優子議員） それでは、少し質問をさせていただきます。

最初のAEDの設置について、まず現在、市内では公共施設53か所に設置をされているということでございます。ホームページのほうでも「男鹿市公共施設AEDマップ」というのが載っております、こういったものがあることによって、例えばこの地域でない方でも、どこにAEDがあるのかということが見て取れるなということはあるわけですが、今、ホームページに載っているものを拝見すると、現在使われていない、例えば統合になった小学校であったりとか、中学校であったりとか、温浴ランド、また、夕陽温泉WAO等もこのAEDマップには載っております。これ、現在閉まっている施設には、ちょっと使えるものは置かれていないのではないかなという認識なんですけれども、ここら辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、若美地域に関して言うと、八郎湖周辺クリーンセンターより入った場所は、全て小学校であったりとか保育園施設、温泉施設とか、現在使われなくなったということで、そちらのほうにAEDというものは、ないのではないかなって、いざというときに使えるっていう部分が、AEDがないのではないかなということを感じたわけなんですけれども、先ほど外への設置というのは、安全的な面に配慮してということを考えれば、なかなかやっぱり厳しい状況にあるのかなとも思いますけれども、いざというとき、やっぱりこれが非常に役立つものだと思いますので、どこが適切なのか、どれくらいあったらいいのかという部分は、ちょっとね、様々検討が必要になるかと思いますが、そうした地域的な配慮であったりとか、そういったことも検討して、外なのか、じゃあどこかの中なのかということも含めて検討していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺についての考え方

をもう一度お伺いしたいと思います。

A P D、L i D、聴覚情報処理障害と聞き取り困難症については、まず、様々学校のほうとも連携を取りながら具体的な配慮事項なども周知していただいているということでございましたが、実は私これ4月に、先ほど紹介いたしました東北大学の香取副院長のお話を直接というか、講演というかね、お話を伺って、初めてこういう病気があるのだということを私も知ったわけであります。様々その症状が決まってないってということ、決まってないというか、全て同じではないという、その人それぞれに様々な症状があって、なかなかその診断もつかないという中で、実際に診断された小学校の子どもさんをお持ちの親御さんの話もちっと聞かせていただいたんですけれども、うちでの会話であったりとか、ちょっと違和感があるなとは思っていても、それが明らかにおかしい、おかしいという言い方は適切じゃないかもしれないですけども、聞こえていないとかそういうことはなかったようです。うちの中が相当にぎやかということは、まずないので、実際にホームページ上に出ている、こういう方々がどんな音の聞こえ方をするのかというのをちょっと聞かせていただいたら、やはり聞き取れないというか、ザーッと雑音のある中で、何か言葉が途切れ途切れに聞こえたりというふうな部分があって、こういう聞こえ方をしている子どもさんだったりとか、大人になってからという方もいらっしゃるんですけども、そういう方々が一定数いらっしゃるのだなということに非常に驚きました。で、そうしたときに、うちの市で、まず大人になるとなかなか調査というのは難しいのかもしれないんですけども、小学校であったり、中学校であったり、また、保育施設であったりとか、そういったところで、こういったお子様、今までいらっしゃったのかなということを非常に感じた部分でした。アンケートによると0.8パーセントくらい、まずいらっしゃるってことでしたので、人数的にというか、まずそれを掛けると、やっぱり何人か対象になる方がいらっしゃるのかなということも思いました。香取副院長も、各学校にやっぱりそういう方がいらっしゃると認識をしているというふうなお話もされておりましたので、市ではそのような子どもさんがこれまでいらして、対応か何か、答弁を聞くといらっしゃったのかなというような感じもしないわけでもないんですけども、いらっしゃるって対応とかにも当たっていただいていたのかなという部分をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

3点目の骨髄移植におけるドナー登録制度、先ほどの答弁にもございました。確かに県でやっていないので秋田県は進んでいないのだろうなということを非常に感じました。東北では、県でやっていないのも秋田県だけです。そうしたところで、秋田県がやった施策というのは市町村に波及していくっていうのがあると思うんですけども、なかなかやはり県が主導を取ってって先ほど答弁でもございましたけれども、男鹿市でも44人ですか、登録をされている方ということがございました。提供者数が、まず54歳を過ぎると、もう引退をしなければならないってなったときに、自分がやろうと思ってもできない、私はもう絶対できないわけで、できないなっていう方も多くいらっしゃるものだと思います。そうした中で、4月ですね、ドナーさんとしての4月の登録者が秋田県内では二人で、その4月に取り消された方が15人ということで、結局その年齢に達した方ということで、こういった形を見ていくと、今2,440人いるんですけども、これもあと月を経るごとに、年を重ねるごとにだんだん少なくなっていくっていうことは見て取れるわけですね。そうした中で、まず県が音頭を取っていただく、もちろん大事なことだと思いますが、市でもぜひとも献血の機会であったりとか、様々周知をまずしていただいて、ぜひともドナーを増やすための、若い世代では半数、47パーセントぐらいがドナー登録自体のことも知らないというようなこともございますので、まず啓発に努めていただいて、でき得れば県より先に手を挙げて、まずそうした助成制度も設けていただけると、いいのではないかなという、先駆けてやっていただくことによって、県が後追いの形でね、やってくるのではないかなという思いもありますので、そこら辺についても、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

4点目の公園の安全管理についてですけども、まず、今お伺いした答弁でも、公園施設の老朽化というのは、非常にやっぱりどこもここも進んでいるなということを感じております。私、市営住宅近辺ということで、まず今回お伺いをさせていただきました。前に市営住宅、空いているところは若い世代、男鹿市の住宅事情を考えたときに、若い世代が、まずどこに入るかっていうか、家を求めるとなったときに、やっぱり市営住宅というものが一番住みやすいかなっていうことで、空いているところを早急に整備していただいたりということもあったんですけども、そうした中でやっぱり小さいお子さんがいらっしゃると、もちろん男鹿のあの広場で大きな滑り台、大

きな遊具で遊ぶということは非常に楽しいことだと思います。そうすると、親御さんがまずついてきてっていう形になると思うんですけれども、近所の公園ってなると、子ども一人で遊べるっていうところが最大の利点かなということも思います。

また、実際に市営住宅にお住まいの方で、これは大人の方ですけれども、ペット、犬の散歩に行くと、公園のベンチに腰をかけたら反対側がこう上がってっていうふうな非常に危険な状態、確かに、危険です、使用できないですっていう黄色いテープですね、巻かれてはいたようです。でも、それが経年劣化というんですか、どのぐらいもつものなのか分からないですけども、気候状況によって、そのテープ自体が、もう使えない状況だっけって見て取れないような形になっていたんで、まず座ってしまったんですね。そしたら反対側がドンと上がって非常に驚いたっていう話をいただきました。まず、小さい子どもさんたちも遊んでいるのを見かけるっていうことで、非常に危ないの、直したほうがいいものなのか、撤去したほうがいいものなのか、そこも非常にこうね、古くなっているものは、結局捨てるにもお金がかかるということです、どこをどうしていくかっていうのは非常に悩ましいところかなというふうなことも思いますけれども、利用頻度っていうことを考えて、頻度の多いところを残していくっていう考え方になるのかどうなのかなという部分も、私も非常に考えて、どうしたものなんだかなっていうことを思っているわけなんですけれども、まずそこにあるもので、結局、今、ベンチの話もしたんですけれども、遊具についても同じような状況が見て取れます。それ、小さい子どもさんたちであれば、使ってはいけないものだと思うんですけども、使ってしまったってけがをしてしまうというようなことにもつながりかねないのかなということを非常に思いました。

全ての公園を万全な状態で管理していくということは、なかなか難しいものだと思います。これまでも若い人たちの声、この後、住まいに関するアンケートも行っていただくということでございましたけれども、そうした住まいであったりとか、子育て環境日本一の中には、そうした日常の遊び場ということも全て含まれているのかなということも感じますので、そうしたところ、今、答弁としては確かに標準使用期間を経過して、点検により安全を確認した上で使用可能としているって。でも、使用可能でないものもそのまま残っているというふうな状況で、今後、早急に公園の在り方を、まあ見直しを検討してまいりますということでしたけれども、危ないところに関

しては危なくないようにしていただきたいという思いで今話をさせていただいておりますが、そこら辺についてももう一度伺いできたらと思います。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、AEDマップの件につきましては、これちょっとホームページ上の更新が遅れておりまして、大変申し訳なく思っております。現在は新しいものに更新しておりますけれども、今後、正確な情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、野外設置についてでありますけれども、進藤議員からは詳細なデータを基に、その有効性を示していただいておりますが、今後の市の取組としては、救命率向上に向けて設置密度や24時間アクセス可能な場所、野外設置ということですが、こういった設置場所の確保を進めていきたいというふうに考えております。実際、寒風山に、これ公共施設以外での設置となれば初めてとなりますけれども、寒風山への野外設置に向けていろいろ検討をしてみましたが、先ほど市長答弁したように、課題がある中でなかなかちょっと難しいのかなというふうに思っているところであります。今現在、消防の広域化の議論をしている中で、非常にいいタイミングで、いい質問をしていただきましたので、我々もいい方向に進んでいけるように検討してみまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

午前11時29分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） ただいま質問ございましたAPD、L i Dの小・中学校での状況ということでお答えいたします。

まず、APD、L i Dにつきましては、これは言葉が聞き取りにくいということ

で、みんなと同じ行動ができないということですか、授業がよく分からないといった、子どもが悩んだりつらい思いをするような状況になっているとすれば、子どもの状況に応じた対策、対応を取る必要がございます。

議員からの御指摘ございました出現率0.8パーセントということで考えますと、本市小・中学生で7人程度が該当するというような数字になりますけども、先ほどの市長答弁にもございましたように、教育委員会では、このAPD、LiDに関する基礎的な知識や学級内での配慮事項、さらには授業を進める上での配慮事項などについて市教委だよりを通して各学校に周知しております。ただ、それがそのまま保護者の方にもじゃあ情報として伝わっているかどうかについては、もう少し丁寧な情報発信が必要になると思います。この後、8月の市の校長会でこのことにつきまして直接校長に、このAPD、LiDに関する最新の情報を伝えまして、全教員でこの情報を共有して、正しい理解をしてもらうということと、保護者にもこのことが確実に伝わるようにということで、8月の校長会で指示してまいります。

以上です。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

ドナー登録の拡大に向けた取組ということですが、議員が御質問なさったとおり、今お話されたとおり、全市町村と県で足並みをそろえている地域の県別の登録者数を見ますと、確かに秋田県よりもかなり多くて、秋田県の2,000人ちょっとに対して山形県では8,000人ということで、4倍程度ございます。こういったこともございまして、本市の登録者数は44人と少ないこともございますので、まずは答弁の中で県と市町村でやったほうが、より多くの効果が得られるだろうということでお答えさせていただいております。

また、ドナー休暇制度の普及につきましても、この後、企業、事業所等にドナー登録しやすいような環境整備について情報発信していただきたいということでお話させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 県に先駆けてやってくださいという部分について、できるかできないかしゃべらないと駄目だ。

○市民福祉部長（畠山隆之） 失礼しました。お答えいたします。

この後、県のほうに足並みそろえてという形で働きかけてはまいりますけれども、議員のお話にありましたが、状況によっては先んじてやっていくことも考えていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） すみません。先ほど御質問で、A P D、L i Dに該当するような子どもがいたかどうかということについて答弁しておりませんでした。

学校からこういったA P D、L i Dに該当するような子どもの報告はございません。それから、保護者からこういったことについて相談を受けたというような事例もないということでございます。

○議長（小松穂積） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） 公園の遊具についてお答えします。

議員から御指摘のとおり、市内の公園ですけれども、大体昭和40年代、50年代にその多くが整備されてございまして、遊具等設備が老朽化しているものが非常に多くございます。

今回御指摘いただいたのは危険な遊具等で、それについての管理の在り方について御指摘をいただきまして、それを受けて私ども含めて担当、現地のほうを確認してございます。確かに非常に、ちょっと管理の在り方としては反省すべき点も見受けられました。この後、利用者の安全を第一に、まずは使用禁止としている施設については、この禁止の措置をしっかりとしていくこと、既に点検してございます。また、限られた予算の中で修繕、あるいは撤去を進めてございます。これについて、まずは計画的に改めて考えてまいりたいというふうに考えてございます。

併せて、その撤去ですけれども、御質問にもありました利用頻度なども含めまして、あまり利用がされていない公園が非常に多い状況であるというふうに認識してございます。ですので、地域の方とも十分意見交換しながら、その遊具の在り方、ひいてはその公園自体の在り方などについても、また考えていく必要があるのではないかと

というふうには認識してございます。

今回の御質問を受けまして、さらに公園の管理について、また、担当も含めていま一度点検しながら、よりよい施設の提供等に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○10番（進藤優子議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 10番進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、8番佐藤誠議員の発言を許します。8番佐藤議員

【8番 佐藤誠議員 登壇】

○8番（佐藤誠議員） 明政会の佐藤誠でございます。今議会、最後の一般質問の番となりました。市政に関心を持たれて傍聴においでいただいた皆様、ありがとうございます。

私が最近つくづく思うのは、エネルギー問題やクマとか米とか自然災害など、人間が万物、自然といかに共存共栄していくのか、きちんと考えないと、本当に人間が考えなければならないということでもあります。想定外ということが起きることもあり、難しい点もありますけれども、その時々の人々、今、我々生きている責任として、一生懸命考えて対応していかなければならないとつくづく感じております。

今回の私の質問は、大きく3点にわたりますが、一つずつ通告に従って質問していきたいと思いますので、当局の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

大要の1番目は、再エネ施設についてでございます。

秋田市新屋の海浜公園で風力発電用風車のブレードが落下し、因果関係は捜査中ではあるものの、一人が亡くなるというショッキングな事故がありました。ドイツのエネルギー社製の同機種の風力発電用風車は、秋田県内に82基あると言われました。

5月22日に開催された議会全員協議会において、市長から、事故発生当日、市内で大型風力発電を行っている6事業者に対し、各社が運転する26基の風車の現場状況の確認及び安全管理の徹底と十分な点検実施について注意喚起し、さらに、各事業者に対し、これまでの定期点検や今回の事故を踏まえた対応についてヒアリング調査を実施し、法定点検の結果や緊急点検・巡視等の実施状況から適切に保守管理されていることを確認したほか、市独自に施設周辺の状況確認を行い、タワー周辺への立入

りを制限する柵等の設置がない風車については、必要な安全対策を講じるよう要請したということでございます。

なお、今回事故を起こした風車と同型の機種が本市にも4基あり、これらについては、保守点検を担っている業者において緊急点検を実施することとしていると報告がありました。

原因の解明はこれからであります。再生可能エネルギー設備の設置が推進される中、市民の安全・安心を確保するために、今、確認すべきことがあるのではないかと思います。思い質問させていただきます。

あらかじめ申しておきますが、私も再生可能エネルギーに関しては、反対するのではなく、いかに有効に人間が活かしていけるか、自然との共生共栄をいかに進めていけるのかを考えなければならないと本当に感じております。

質問事項としまして、一つ目、秋田市新屋地区で風力発電用風車のブレードが折れて落下する事故が発生したことを受け、市内にある同型の機種4基の場所を市民にきちんと周知する必要があるのではないかと思います。また、ブレードは80メートルも風下に吹き飛んだとされておりますが、一般的に立入制限区域は半径何メートルに設定されているのか、風力発電事業に対する市民の不安に鑑み、その安全性を伺いたいと思います。

二つ目として、事故の前日、目視で定期点検を行った際は異常が認められず、また、振動エラーが検知された際は早急に対応できる体制ではなかったと報道されているが、本市で大型風力発電を行っている6事業者も同様の安全管理体制となっているのか、そういうふうに認識しているのか伺います。

三つ目として、洋上風力発電の場合、緊急性があってもすぐ駆けつけられないのではないかと思います。点検を含めた確実な対応を、市としてはどのように担保していく考えなのか伺います。

四つ目として、風力発電用風車のブレードの影響により電波障害が懸念されるが、住民のテレビ視聴や加茂青砂分屯基地レーダーサイトへの悪影響等の報告は受けていないものか伺います。

五つ目は、これは風力発電というよりも太陽光が多いと思いますが、北海道の土地が中国資本に爆買いされていることや、中国製の太陽光発電システムに情報漏洩機器

等が搭載されていた旨の報道を目にしましたが、本市において外国人が所有する土地はどの程度あるのか伺います。

六つ目、再エネ施設を設置することに伴い、今後、本市の収入増加はどの程度見込めると考えているのか伺います。

大要の2番目は、思いやりのバス停についてでございます。

男鹿市営バスになって1乗車200円というのは、市民にとっても喜ばれていると感じております。また、今議会への提出議案で、今まで交通手段に困っていた船川地区の高台地域に乗合タクシー実証運行事業導入の検討がされると聞き、期待しているところでございます。

高齢化が進み免許返納者が増えているが、買物や通院しながら男鹿市に頑張って住み続けている方々に、もう一步寄り添う姿で、そういう観点でバス停について伺いたいと思います。

一つ目は、みなと市民病院周辺の薬局からも乗車できるように、新たにバス停を設置する考え方はないか。これは、私たち運転している者には、なかなか気づかなかったんですが、病人というのは具合が悪くてみなと病院まで行くんですが、帰りはやっぱり薬局に寄るんですね。薬局に寄って、そこからまた病院に戻らなきゃいけないと、そのときの心的苦痛といいますか、何でここからすぐ乗っていけないのか、薬局前から乗っていけないかという市民のやっぱり声が大きくありまして、こういう質問をさせていただきました。

それから、二つ目は、マックスバリュ男鹿店の店舗前付近にも、ぜひ事業者と協議・交渉の上、新たにバス停を設置できないものか。これも雨の日とか吹雪の日とかに、本当にあそこの歩道に立ってバスを待っているお年寄りの方々を見ると、本当に忍びない。で、この声は結構あると思います。総務委員会でも何か話されたという話も伺いました。ぜひこういうことを、もう少し市民に寄り添ったバス停ができればいいなと。ちょっと寄るだけなので、そんなに経費はかからないんじゃないかなと思って質問させていただきました。

大要の3番目は、野良猫のふん尿対策について伺います。

猫も飼い主が亡くなって引取先がいなければ野良猫になってしまうことも、男鹿市では少なくないのではないかと思います。

動物の愛護及び管理に関する法律第25条によると、知事は動物の飼養、飼育、飼育のことです、保管又は給餌もしくは給水に起因する騒音又は悪臭等によって周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対して、必要な指導または助言することができる。命令に違反した場合は50万円以下の罰金となっているとあります。

また、男鹿市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例第9条によると、飼育主は飼育犬、飼育猫のふんを回収しなければならない。違反したときは2万円以下の過料に処するとなっております。

一方、飼育主ではないのだが、野良猫に餌をやっている人は、少なからず社会に対する責任があるのではないだろうかと思います。庭の花壇、畑、小屋、ベランダなどで野良猫のふん尿に悩まされている市民はとて多いと思います。野良猫を餌づけすることにより、野良猫が繁殖し続けます。もしも、餌づけをしなければ、その地域から移動して個体数も減っていくと言われていています。餌づけをしていると思われる人に個人が直接指摘するとトラブルになりやすいため、自治体などに相談するのがよいと言われております。また、京都市などでは条例で定めており、餌づけをする場合のルールを定めております。

男鹿市でも市民からの相談や通報があった場合に、条例などの定めがあれば、指導や命令等がきちんとできるのではないかと考えられます。そこで質問でございます。

一つ目として、餌づけにより野良猫が増え、ふん尿等で生活環境が損なわれていることへの相談状況の有無について。また、指導勧告など実施の有無について伺います。

二つ目、餌を与える人の責任やルールなどを明確化した条例を制定する考えの有無について伺います。

以上3点について壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、再エネ施設についてであります。

初めに、秋田市内での風力発電事故について、事故との関係性については現在調査

中ではありますが、このたび亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に対しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

まず、事故機と同型の機種については、船越地区の衛生処理センター付近に4基あり、秋田市での事故後に市の要請を踏まえ、発電事業者が初動の緊急点検を実施したほか、市が行ったヒアリング調査の結果、法定点検や自主点検等の実施状況から適切に保守管理されていることを確認しております。なお、当該地は、日常的に人が往来するエリアではないことから、特段周知は行っておりません。

また、現状、風車周辺の立入制限区域の範囲については、具体的な基準はありませんが、今般の事故を踏まえ、市が現地確認したところ、タワー周辺への立入りを制限するなどの措置が取られていない発電事業者に対しては、必要な安全対策を取るよう要請し、それぞれ対応を実施するとの回答を得ております。

次に、風車の安全管理体制については、各事業者において電気事業法に基づき平時の点検等を実施しているほか、風車が重大な異常を検知するなど、緊急時には保守点検事業者が警報メール等を受信し、国の基準では2時間以内とされている中、おおむね1時間以内で現地に向かう体制を整えていると伺っております。

同様に、洋上風力発電事業についても、各選定事業者において、電気事業法に定められた基準に則した安全管理体制の検討が進められていると認識しており、洋上風車に異常が検知された際には、近接した港湾に整備される運営・保守拠点が中心となり、迅速に緊急対応を行うとしております。

一方で、今回の事故について、原因は専門家により調査中ではありますが、詳細な法定点検等を実施していたにもかかわらず、ブレードが落下するという事態が発生しており、現行の安全基準や点検基準で果たして十分なのか、速やかな検証が必要と考えます。

このため、市としましても、こうした事故が二度と起こらないよう、早期の原因究明と安全基準・点検基準の見直しについて、県や関係市町とも連携しながら国に対し要望してまいります。

風力発電事業の影響による電波障害につきましては、過去に船越地区において陸上風車に起因すると思われるテレビの電波障害が発生しましたが、発電事業者において共同アンテナ等を整備したことにより、以降電波障害が発生したという報告は受けて

おりません。

また、航空自衛隊加茂分屯基地レーダーサイトでの電波障害は発生していないと伺っております。なお、市が基地周辺で事業計画の情報を把握した場合には、速やかに航空自衛隊へ協議するよう、事業者伝えていただいております。

次に、本市における外国人が所有する再生可能エネルギー関連の土地及び今後の税収見込みについてであります。

近年、再生可能エネルギーが目的と思われる、県外企業による土地の売買が見受けられますが、登記所有者は、あくまでも国内企業となっており、海外の企業・個人が所有している土地はないと認識しております。

また、現在、計画されている洋上風力発電設備の固定資産税については、能代市、三種町及び男鹿市沖において発電事業者が事業性の再評価を行っているほか、関係自治体間の配分や取得価額自体も固まっていないなど不確定要素が多く、現時点で具体的な数字を提示できる状況にありません。

参考までに、経済産業省の調達価格等算定委員会が公表しているデータ等を基にあらあらに試算してみますと、1基当たり20年間の合計で4億5,000万円から5億5,000万円程度ではないかと思っております。

なお、平成27年以降、市内に整備された太陽光発電及び陸上風力発電関連設備は年々増加し、令和7年度当初賦課時点の固定資産税額は約1億7,000万円となっております。

次に、思いやりのバス停についてであります。

男鹿みなと市民病院は、本市のバス11路線のうち7路線の発着地点であり、そのバス停から最寄りの薬局まではおおむね100メートルと、徒歩での移動が可能な距離であります。

確かに、足の不自由な方や手押し車を利用する高齢者も来院しますが、病院や薬局、交通事業者からの聞き取りでは、こうした方々の多くはタクシーを利用していると伺っております。

また、病院内には売店や食堂があるほか、テレビの視聴も可能で快適に過ごせる環境が整っており、運行間隔が長く、一定の待ち時間があることを踏まえると、薬局に立ち寄る場合でも、病院前のバス停を利用するほうが便利であることから、薬局前へ

のバス停設置は考えておりません。

ちなみに、秋田運輸支局に問い合わせたところ、法的な規則はないものの、バス停間が近過ぎると運行効率に支障を来す可能性があるとの助言をいただいております。

一方、マックスバリュ男鹿店敷地内へのバス停設置については、かねてより店側と協議をしており、敷地内への乗り入れが望ましいとの認識で一致したことから、昨年10月、店舗を運営するイオン東北株式会社へ正式に設置を申し入れ、今年4月に前向きな回答を得たところであります。

これを受け、先月にはバス事業者も交えて具体的な協議を行い、現在、駐車場内の進入経路や停車位置の路面表示など、10月からの運用開始を目指して準備を進めております。

今定例会には、公共ライドシェアの導入に向けた調査や乗合タクシーの実証運行、さらには自動運転バスの乗車体験など、新たな交通手段の確保に向けた関連予算を提案しているところであり、市民が買物や通院といった日常生活を安心して送ることができるよう、引き続き、暮らしに寄り添った公共交通の充実に努めてまいります。

御質問の第3点は、野良猫のふん尿対策についてであります。

まず、野良猫に対する餌づけやふん尿被害の相談状況と指導の実施についてであります。

野良猫への無責任な餌づけや放任飼育は、いたずらに個体数を増加させ、不快な鳴き声やふん尿による悪臭など生活環境上の問題を引き起こし、住民同士のトラブルにつながるおそれがあります。

市では、市民や町内会、コミュニティセンターなどから情報が寄せられた場合は、生活環境課職員が現地確認し、原因者へ指導を行うとともに、野良猫の生息状況や健康状態などから、保護が必要な場合には、基本的な受入先となる県動物愛護センターと連携し対応しております。

野良猫に係る相談件数は、この5年間で22件程度であり、昨年度は4件と相談件数は少ないものの、情報提供に至っていないものや、多頭飼育になりつつある事案が少なからず潜んでいることも考えられますので、適正な飼育方法について広報やホームページで引き続き周知してまいります。

指導等の対応につきましては、動物愛護センターと連携し、現地確認の上、個別の

ケースに応じて指導や猫の保護等を行っております。ちなみに昨年の脇本地区の事案では、餌づけにより野良猫が増え、近隣の複数の町内でふん尿被害が確認されたことから、動物愛護センターと一緒に原因者へ指導を行ったほか、野良猫9匹を動物愛護センターが引き取っております。

動物愛護センターでは、令和6年8月から多頭飼育による無秩序な繁殖を未然に防止するため、秋田県獣医師会と連携し、犬猫の不妊去勢手術助成事業を実施しており、本市においても多頭飼育者に対して同事業の活用を促してまいります。

また、餌づけの責任やルールなどを明確化した条例制定につきましては、京都市など都市部においては、年間数百件にも及ぶ苦情が寄せられ、人の往来も多く被害が多発していたことから、条例を制定したという事情があるようですが、本市では、今のところは相談件数も少なく十分に対応できていることから、現時点で条例制定は考えておりません。

以上であります。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 0時03分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 議長、一問一答でやらせていただきたいんですけど、いいでしょうか。

○議長（小松穂積） はい、許可いたします。

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。

答弁ありがとうございました。分かったこともかなりあって、よかったなと思いま

すが、まず、風力発電の件をちょっと伺いたいと思います。

まず今回、まだ原因は調査中なんですけど、あのニュースを聞いたときに、あれっと思ったのは、前の日点検していると。前の日点検しているのに落ちてしまったっていうのが、すごい不思議で、どんな点検をしているのか、その点検の方法というのは、本当にそれでよかったのか。よかったのかと言われると、駄目だったっていうことになると思うんですよね。で、それと同じようにやってるんであれば、そのやり方は、あとすぐ改めなきゃいけない。これはもちろん業者のほうのやり方を、今度指導していく、新しい鈴木知事もそうやって国のほうに、その指針といいますか、点検の仕方とか管理の仕方の見直しを今お願いしているということなんですけど、それは県や国のほうはそうしてやっていくだろうけども、私が一番気になったのは、男鹿市にもあるんだと市長が言ってたから、びっくりして、同じエネルコン社製があるということまでびっくりして、そしたら、やっぱり県は県有地をすぐ囲って立入禁止にしたけど、男鹿市もすぐそれをやらないといけないんじゃないかと、それがどこにあるのかということちゃんと男鹿市民に知らせてあげて、ちょっとまだ原因が分からないから危ないよというところを示してあげるべきじゃないかなと思って、そういう感覚になりましたのでこの質問させていただいたんですけど、実際、男鹿市民にきちんとこれを伝えて、どこにあるのか、どこにあるのが危ないのか、まだちょっと不確定要素があるのか、それを言わなくても本当に、市民に知らせなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、それに対してもう一回答弁お願いしたいと思います。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） お答えいたします。

エネルコン社製の位置等については、市議会の議員の皆様にも、こうして申し上げていとおおり、市としても特に隠し立てするところでもございません。

ただ、現在の状況としましては、法定点検等がまずは実施されていると。それは現下のその基準に基づく手続ではあるものの、そうしたものが実施されていることがまずは確認されているという状況でございます。

それで、そちらを基に考えますと、エネルコン社製の場所、それを市民向けに公表すべきではないかという点でございますが、緊急点検の実施、初動における緊急点検

が実施されてもなお特段、今のところはエネルコン社製だからということで危険性等は確認されておりません。で、そうした中で、エネルコン社製の場所はここですよということを市民の方にお知らせするという事は、それが特定の危険性を持ったものであるという、そういったお知らせになろうかと思います。また、併せて、そのほかのもの、エネルコン社製以外の製品のものは安全なのであるというような印象も与えることにつながりかねないというふうに思っております。言わば、今の状況というのは、原因の調査の状況でありまして、原因究明の最中でありますけれども、ミスリードしかねない手法であると思っております。まずは、我々としては冷静に今の事案を注視していく必要があるというふうに思っているのと同時に、既に報道等によりまして、大型風車そのものに対して、もしかすればその安全性に疑義があるのではないかということは、議員はじめ市民の皆様も不安に思っているというのは事実でございます。ですので、既報のそうした情報の下で風力全般に対して不安が生じているというような事実の中で、我々は特にエネルコン社製だからということで、今時点でそこにフォーカスしたような公表の仕方というのは考えていないということでの趣旨でございます。

ただ、これから市民の方から、そこがどこなのかというところで強く教えてくださとか、そうした問合せ等があるとすれば、それは個別に出していくことはやぶさかではありませんけれども、現時点で市のほうにお寄せいただいているその質問等は、特段ないというのが実情でございまして、私どもとしましては、そうした反応も踏まえてこれから対応していきたいという状況でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） こういう風力の問題は、安全・安心がまず大前提であって、それが大前提とならなければ市民はどの風力も本当に不安になっていくわけであって、私は男鹿市として市民を守りたいと思って言ってるんですけど、そのための方策が何かできないのかなと思って言ってるんですけど、だったらそうすれば、今のお話を伺うと、取りあえず何となくやっぱり風力は不安だというイメージだけがついて、男鹿市内、風力発電の近くには、まず近づくなみたいなメッセージを市役所としては発するというふうに受け止めるんですけど、それはそれでエネルコン社製だけに限っていると、それはそうかもしれませんが、そう限らないことかもしれません。それは

それでまずちょっとう、私は知らせたほうがいいと思いますが、まずそれはそれで市の体制がそうであれば、それで構いません。

もう一つ、これレーダーサイトに対する風力の件については、今まであまり論じられてこなかったと思いますが、今回まず自衛隊のほうでは特段問題がないというような答弁だったんですけど、これは加茂分屯基地のどの部門から正式にあったものでしょうか。いつ頃そういう話があったんでしょうか。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） お答えいたします。

具体的にいつ御報告を受けたかという点について、申し訳ございませんが、私まだこの場で承知しておりませんので、後ほどその具体的な日時については確認して御報告したいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） やはりテレビの電波障害も受けるくらいであれば、自衛隊のレーダーサイトの電波というのは、マイクロ波なんかも扱うし、本当に、例えば単なる有事のときだけでなく、災害のときは救援ヘリコプターなんかも飛ぶんですよ。例えば飛んで、海に落ちた人を助けるときは、やはりレーダー基地と交信して、ヘリコプター今どこにいるんだという形で、そこに人いるからどうのこうのっていう話をレーダーサイトとやるわけですよ。それから、レーダーサイト自体も例えば、日本に今二十何か所とかありますけども、そことの交信だって、例えば男鹿の加茂分屯基地と、洋上へ行くのであれば佐渡とかあの辺は、やっぱり直線でこう結ばって、レーダーが直接行くわけですよ、真っすぐ。そこに影響がないとは私は言えないと思いますので、それを影響ないといったその根拠がやっぱり知りたいなと思うので、それは後でもいいですが、いずれ教えてください。コメントあったらお願いします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 加茂分屯地のところとの障害といいますかね、その点についての御照会だと思いますけども、少なくとも我々のほうで照会して、これに限らず分屯地に関わることは、たまに災害関連のことでもお聞きすることはあるんですけども、必

要最小限のことは教えていただけますけども、事は国防に関することでございますので、国の専権事項でございますので、それは多分どういうふうな状況になってるんですとか、こういう場合は影響するけども、こういう場合は影響しないということは、市のほうから照会してもお答えはいただけませんでしたし、これからもいただけないと思ってございますので、我々のほうで後で調べてお答えするということはできませんので、もしどこまでも議員が疑義があるとすれば、直接伺っていただければなと思ってございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 今、副市長そうおっしゃいましたけれども、私、国防の件なんです、あとやめたいと思いますけども、でもさっきの答弁では、航空自衛隊加茂分屯基地レーダーサイトでの電波障害は発生していないと伺っておりますと、伺っておりますということは、誰、市のほうが伺ったんじゃないんでしょうかね。誰かから、どういう形で、実際話した日があると思うんです。それを伺えないと、まあ今後は分かりませんが、一度伺ったと思うんですね。その点もう一度お願いします。

○議長（小松穂積） 三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） お答えいたします。

まず、この個別の答弁いたしましたその裏づけの点については、改めて私どもから確認いたしますが、先ほど副市長申し上げたとおり、基本的に国防に関することということで、事案によっては御回答いただけないといったところの趣旨でございます。

補足いたしますと、このミサイルですとか戦闘機、こういったところを管理する、あるいは監視するレーダー、全国に幾つあると先ほど御案内ありましたけれども、そうしたところのレーダーに関しての通信設備の運用を妨げないようにするために、国では陸上風力の設置を規制する法律を定めております。こちらは昨年の5月に成立しておりますして、これに基づいて事前に届出制度が義務づけられております。制限区域になりますけれども、私どものエリアとしては、御承知の加茂分屯基地でございますけれども、ここに関しては、この5月に基地の西側のエリア、具体的なエリアありますけども、おおむねその辺りというふうに受け止めていただければと思いますが、レーダーの西側の一定のエリアが指定されておりますして、これが5月1日から施行さ

れているという状況でございます。

なお、このエリアについては、自然公園法の定める国定公園の区域にも重なりますので、現時点でそのエリアに大型の風力発電の計画はない状況でございますけれども、国で最も注視しているその監視場の重要なエリアとして指定しているものとして受け止めておりますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） この加茂分屯基地の件については、これで終わりたいと思いますが、ぜひ基地協とかもあるので、そういうところでまたぜひいろんな方のお話を聞いて進めていただければと思います。

バス停の件について。

マックスバリュの店舗前のバス停が、こうして進めてもらっていて本当によかったなと思いました。

それで、バスはどこまで行くのか、あのお店の前に行くのか、店舗に入る前の扉のところ、前室といいますか、あそこでお客さんが待っている状態で乗れるのかなど、そうってくれたらいいなと思うんですけど、その辺の状況分かったら教えていただければと思います。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

マックスバリュに設置するバス停の場所でございますけれども、まだ正式な場所は決まっておりません。今、協議を進めている場所は、店舗の側面といいますか、横であります。ひさしがあって、椅子もあって、既存のそういった店舗の設備を活用できるところにバス停の設置を考えております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。既存の施設を利用してやれるというのは、とてもいいことだと思います。ぜひ進めていただければと思います。

みなと病院周辺の薬局前のバス停ですけども、これは本当に声が多いんです。ですから、先ほどは運輸支局に意見を伺ったと言いますが、そして運行の効率に支障があるというようなことを言ってましたけど、そうではなくて、市民のバスなんだか

ら、市営バスなんだから、ぜひ市民の意見、ここで言うなら、みなと病院に通う患者さんにぜひアンケートを取っていただいて、そして声を聞いてみて進めていただけたらいいかと思います。それがやっぱりマーケティングといいますか、本当にそうだと思うんです。ぜひ声を聞いてみて、その声が多かったら、ぜひ進めていただければと思いますので、そういうふうな考え方はないか、お願いします。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、我々がバス停を設置する基本的な考えでありますけれども、乗降が想定される一定エリアの中で、安全性、運行効率、そして周辺環境と設備面、これを勘案して最適な地にバス停を設置することを基本としております。

こうしたことに加えて、今回のみなと市民病院の案件については、バスの出発点有待合環境に優れた病院であって、停車時間がほかのバス停より長いというところ、出発点であればほかのバス停よりもバスが停車している時間が長く取れますので、そういったこと、それを踏まえた来院者の動線、それから、バスの待ち時間、都市部と違って十分にバスが走っているわけではありませんので、そのバスの待ち時間、それと現在のバス停の設備面、先ほどマックスバリュのバス停の質問の際に議員のほうからもありましたけども、雨の中、立ったままというふうな表現ありましたが、病院前のバス停には屋根も椅子もございます。こうしたことを総合判断で、みなと市民病院の前にバス停を設けております。

また、運輸支局からのアドバイスですけども、これは運輸支局で駄目と言っているわけではなくて、我々がバスを運行する際の参考として伺った際には、バス停の間隔が近すぎると運行効率に支障があるというふうな助言もいただいております。このため、今回、薬局前には設置しないということにしております。

さらに、議員からは、市民の声が大きいというふうな話ありましたが、私、今日の一般質問を踏まえて、昨日、議会終了後、病院の前に行きました。夕方でしたので、3人の方としか話はできませんでしたが、いずれも皆さん、薬局を利用しています。それでも、やっぱり病院のほうがいいというふうなお話でありました。いずれこういったことのお話を様々伺っていく中で、病院にも実際こういった話は承って

おりませんし、また、薬局、交通事業者にも確認したところ、こういった話はございませんので、今は新たに薬局前にバス停を設けるという考えはございません。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。病院前のバス停をなくして薬局前という話を言ってるわけではないんですが、病院前にも当然バス停あっていいし、そこでくつろいでもいいし。だから、そのついでにあそこ、途中、さらっと停まってくればいいっていう話だけのことなんです。そんなに金かかるわけじゃない。そして実際、薬局では、中にテーブルもあって、テレビもあって、お茶っかも飲めるんですもの。そういうところもあるんです。そうすると、そこでいいから停まってくればいいなっていうのが市民の声だということをお伝えしておきます。ぜひもう少しアンケートを取ってですね、聞いていただければと思います。分かりません、私も数人からその声を聞いて、みんなそう言っていると、どれだけ人が助かるというかと。確かに、あ、そうだよなど、私が話した人は、実際、93のじいさんでした。元公務員でした。役所のことも知ってて、その人がぜひしゃべってけれということで、みんなそう言ってるという話です。まあみんなというのは分からない、だから実際はアンケート取ってみないと分かりませんが、そういう声があるということを市民の代表としては伝えなければいけないと思って、それそんなに金かからないなと思って提案した次第でございます。また御検討いただければと思います。

最後に、猫のふん尿の件ちょっと申し上げます。

答弁によると、やはり今のところ条例は制定しないということなんだけど、実際そうすると、今のままでいくと、市の今の体制で十分対応できてるといような、大方そういうような答弁だったと思います。ということは、今後、私にこういう話来たら、もうどんどん市に相談行け、相談行けと、市のほうで受け取るという話をしていいのかどうか。今までは止めてたんです、逆に言うと。みんな我慢してたんです。我慢してたのが多いと思いますよ。それで不満がたらたら出てきてるんですね。だから、私が、もし市に来たときに、市はじゃあ何として相手方に言うか、何を根拠にこうして言うのか。脇本でそれ一度、そういう愛護センターと一緒にいったと、相談したと言いますが、それはただ困ってるから何とかしてくれということで市も行って仲裁して、仲介、仲裁に入った形ですかね。どういうふうにして脇本のやつは進ん

で、誰がどういうふうな形でそれ、愛護センターに申請して来てもらった形なんでしょう。どう言えばそうやって解決するのか教えていただければと思います。

○議長（小松穂積） 畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） お答えいたします。

脇本の件ですけれども、脇本の件は特定の方が餌づけをやっていて、周辺に猫が大分繁殖したという事例でございます。これにつきましては、町内のほうでも把握はして、会長も確認はしているんですけれども、なかなかそれでも解決が図れないといったところがございます。それで地域のほうから生活環境課のほうに苦情が寄せられて、最初にその連絡をいただきますと、まず生活環境課の職員が伺いまして口頭で指導させていただきます。それでも改善が見られないような場合であれば、市のほうから動物愛護センターのほうに連絡を取りまして、一緒に行ってまた再度指導していただくという形になっております。脇本の件につきましては、餌づけをやっていた人から了解を得られまして、その周辺にいた猫の捕獲ということもさせてもらいましたので、そういった形で解決が図られております。

こういった苦情の件数は少ないわけですが、議員おっしゃったように我慢されている部分もあるんだといったところがあるのであれば、市のほうに御相談いただければ、可能な限りそれは対応してまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○8番（佐藤誠議員） 終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質問を終結いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

6月16日、午前10時より本会議を再開し、議案に対する質疑を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時26分 散 会